

定期報告の対象となる建築物等

定期報告の対象建築物等については、下記の定期報告対象建築物等一覧表をご確認ください。
また、建築基準法改正に伴い、表中の①～⑤が新たに定期報告の対象として追加されました。

【定期対象建築物等一覧表】

用途	政令及び市細則による指定規模等	報告 間隔	報告期間	
特殊建築物等	劇場、映画館 又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくはF\geq3階 ・A\geq200m^2 ・主階が1階にないもので A>100m^2 	2年	検査済証の交付を受けた日の属する月から起算して報告間隔を超えない9月 次回以降、報告間隔を超えない9月
	観覧場（屋外観覧席のものを除く） 公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくはF\geq3階 ・A\geq200m^2 		
	病院又は診療所 （患者の収容施設があるものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくはF\geq3階 ・2階の床面積300m^2以上 （2階に患者の収容施設がある場合） 		
	旅館又はホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくはF\geq3階 ・2階の床面積300m^2以上 ・A\geq1,000m^2以上（県細則による指定） 		
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食 店又は物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくはF\geq3階 ・2階の床面積500m^2以上 ・A\geq3,000m^2以上 （避難階のみの場合は県細則により指定） 		
	① 児童福祉施設等 （高齢者等の就寝の用に供するものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくはF\geq3階 ・2階の床面積 300m^2以上 	3年	
	② 下宿、共同住宅、寄宿舎等（高齢者等の 就寝の用に供にするものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・地階若しくはF\geq3階 ・2階の床面積 300m^2以上 		
	③ 体育館（学校に付属するものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・F\geq3階 ・A\geq2,000m^2 		
	④ 博物館、美術館、図書館、ボーリング 場、スキー 場、スケート場、水泳場又は スポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> ・F\geq3階 ・A\geq2,000m^2 		
	事務所その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・F\geq5階 かつ A\geq1,000m^2 （県細則による指定） 		
防火設備 ⑤	定期報告対象建築物 （県細則指定建築物を含む。）	随時閉鎖式のもものが対象 （外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式 の防火設備、防火ダンパーを除く）	1年	検査済証の交付を受けた日以降の9月 次回以降毎年9月
	病院、診療所又は高齢者等の就寝の用に供する施設（200 m^2 以上）			
昇降機等	エレベーター（労働基準法対象のエレベーター及びホームエレベーターを除く）	1年	検査済証交付月 次回以降毎年、検査済証交付月	
	エスカレーター			
	小荷物専用昇降機			
	遊戯施設等（観光用エレベーター及びエスカレーターを含む）			

（注意）

- F \geq 3階、F \geq 5階、地階若しくはF \geq 3階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地下若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100 m^2 を超えるものをいいます。
- Aはその用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。（初回免除）